平成２２年（フ）第１３７号
静岡市駿河区桃園町19番７号　下川原団地７棟407号
債務者　森本　久幸
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７６号
青森県むつ市大字田名部字槌川目62番地７
債務者　畑中　みよ
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８７２１号
東京都杉並区方南１丁目40―８―105
債務者　関原　弘樹
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４６号
東京都東村山市本町４丁目９番地本町アパート22―302
債務者　松井みち子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５２０号
東京都品川区東大井３丁目１番13号Ｋ―ＦＬＡＴ205
債務者　和泉　　稔
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６００号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡１丁目24番地
債務者　対馬　治子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６４３号
東京都町田市常盤町3461番地１彦根荘103
債務者　深町　憲一
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４０号
静岡県浜松市中区幸２丁目５番11号　ｅｖｅさいわい106
債務者　安藤　　環
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
静岡県浜松市中区泉３丁目16番７号
債務者　ジアス　イジルジニャこと　ジアス　イジルジニャ　フェヘイラ　ダ　シルバ
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０１８号
静岡県焼津市中港５丁目７番６号　まつば荘２号
債務者　村松　　實
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７８号
静岡市駿河区小鹿367番地の８　荻原ビル310号
債務者　吉野　雅之
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５号
北海道河東郡音更町木野西通４丁目２番地
債務者　多喜　　朗
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
北海道帯広市西12条南40丁目３番16号　クレセール２―Ｂ号室
債務者　大川　富生
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
北海道帯広市西12条南40丁目３番16号　クレセール２―Ｂ号室
債務者　大川　由希（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
北海道帯広市西24条南２丁目１番地　第５常磐倶楽部
債務者　平田由加里
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係